

第1 目的

この要綱は、木造の既存住宅の耐震補強を促進することにより、地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的に、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業において、木造の既存住宅に係る耐震診断等の業務を行う高い専門性を有する技術者として、知事が静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）を認定するために必要な事項を定める。

第2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業」とは、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月17日付け住安第2130号くらし・環境部長通知。以下「補助金交付要綱」という。）第2(1)に規定する事業をいう。
- (2) 前号に規定するもののほか、この要綱において特段の定めのない用語の定義は、補助金交付要綱の例による。

第3 相談士の認定等

- (1) 知事は、次に掲げる要件の各号に該当する者で、静岡県の主催する静岡県耐震診断補強相談士養成講習会又はそれと同等であると認められる講習会等を受講した者を、相談士として認定する。
 - ア 静岡県内在住または在勤の者
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）による建築士又は木造住宅の施工（大工）に係る7年以上の実務の経験を有する者
- (2) 知事は、相談士として認定したときは、台帳に登載の上、登録証（様式第1号。以下同じ。）を交付する。
- (3) 知事は、相談士の台帳に、認定申請書（様式第2号。以下同じ。）の記載事項のほか、知事が別に指定する講習会の受講履歴を搭載する。
- (4) 知事は、必要に応じて登録証の更新を行う。

第4 認定の申請等

- (1) 相談士として認定を受けようとする者は、認定申請書を知事に提出しなければならない。
- (2) 登録証の更新を受けようとする相談士は、登録証更新申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (3) 紛失等により、登録証の再発行を受けようとする相談士は、登録証再発行申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第5 相談士の有効期限

相談士の有効期限は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第6 相談士登録者名簿の公開

知事は、相談士の台帳を基に登録者名簿を作成し、県及び市町の窓口等で公開する。

第7 相談士の任務

- (1) 相談士は、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業において、建設業法（昭和24年法律第100号）及び建築士法等関係法令の定めるところに従い、木造の既存住宅に係る耐震診断、耐震相談、補強計画の策定又は耐震改修等の業務を行う。
- (2) 相談士は、前号の任務のために住宅、住宅の敷地又は住宅の工事現場に立ち入る場合においては、登録証を携帯するものとする。

第8 相談士の責務

- (1) 第7(1)の任務の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。
- (2) 相談士であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行すること。
- (3) 相談士は、前号に違背しない範囲において、木造の既存住宅の耐震化の促進に努めること。
- (4) 相談士は、第7(1)の任務の遂行に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、講習会等の受講に努めること。

第9 登録事項の変更

相談士は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、第4(2)の登録証更新申請書の提出の際、登録証更新申請書にその旨を記載したときは、変更届を提出したものとみなす。

第10 認定の取消し

知事は、第3の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 建築士法による建築士でなくなったとき
- (2) 各市町から業務受託後、業務の不履行、又は期間の遅延、若しくは現地調査や相談業務等に不都合があったとき
- (3) その他第8の定める事項に反し、知事が不相当と認めたとき

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、相談士に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月23日から施行する。
- 2 第3(3)に規定する知事が別に指定する講習会は、次に掲げるものとする。
 - (1) 静岡県が開催し、特定非営利活動法人達人塾ねっとが実施する「木造住宅の耐震リフォーム達人塾」（令和7年度に開催されたものを含む。）
 - (2) 公益社団法人静岡県建築士会等が開催する「静岡県耐震診断補強相談士 養成講習会」（令和8年度

以降に開催されるものに限る。)

(3) 前各号に掲げる講習会と同等であると認められるもの

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和8年4月23日から適用する。

2 この改正前に従前の様式第1号により交付された登録証は、改正後の様式第1号により交付されたものとみなす。

附 則

この改正は、令和8年9月24日から適用する。

様式第 1 号（第 3 関係）（縦55mm、横91mm）

(表面)

静岡県耐震診断補強相談士登録証

認定番号

氏 名

生年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日

上記のものは静岡県耐震診断補強相談士
認定制度要綱に基づき相談士として認定し
たものであることを証する。

年 月 日

静岡県知事

印

(裏面)

備考

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱抜粋

第 7 相談士の任務

(1) 相談士は、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業において、（中略）木造の既存住宅に係る耐震診断、耐震相談、補強計画の策定又は耐震改修等の業務を行う。

(2) 相談士は、前号の任務のために住宅、住宅の敷地又は住宅の工事現場に立ち入る場合においては、登録証を携帯するものとする。

第 8 相談士の責務

(1) 第 7 (1)の任務の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。

(2) 相談士であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行すること。

(3) 相談士は、前号に違背しない範囲において、既存木造住宅の耐震化の促進に努めること。

様式第2号（第4関係）

静岡県知事

様

（申請者氏名）

静岡県耐震診断補強相談士認定申請書

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき、耐震診断補強相談士としての認定を申請します。

フリガナ 氏 名		性 別	男 ・ 女 その他（ ） ・ 回答しない
		生年月日	年 月 日
静岡県内に在勤または在住者等の確認			
住 所	〒 (電話) (FAX)		
勤務先名称			
勤務先住所	〒 (電話) (FAX)		
資 格	建築士（1級・2級・木造）（該当する級別を○で囲む）		
	建築士免許登録番号	号	登録年月日 年 月 日
	木造住宅の施工（大工）に関して7年以上の実務経験を有する者 （経験年数 年－裏面の申告書記載）		
講 習 会	1 静岡県主催 静岡県耐震診断補強相談士養成講習会 2 （一財）日本建築防災協会主催 国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習 木造耐震診断資格者講習 3 その他（ ）		
所 属 団 体 （該当番号に ○印：重複可）	1 （公社）静岡県建築士会（地区名： 地区） 2 （一社）静岡県建築士事務所協会 3 静岡県木造建築工業組合 4 その他（ ） 5 なし		
名簿登載 連絡先の指定	1 勤務先 2 自宅 （どちらかに○印 記入が無い場合は1となります。）		
名簿に登載された情報の公開	名簿に搭載された情報（相談士認定番号、氏名（フリガナ）、性別、指定連絡先（自宅又は勤務先の住所及び電話、FAX）、資格、所属団体、有効期限）について、県及び市町の窓口等で公開することに 1 同意します 2 同意しません （どちらかに○印）		
備 考			

【添付書類】

- ・ 建築士免許証の写し
- ・ 登録要件となる講習会の受講を証明する書類の写し（過去5年以内に受講したもののみ有効）

※上記に記載の情報については、静岡県が管理する台帳に登録後、必要な情報のみ県内市町に情報共有する場合がありますので、御了承ください。

様式第3号（第8関係）

静岡県知事様

認定番号

住所

氏名

静岡県耐震診断補強相談士登録変更届

静岡県耐震診断補強相談士登録事項に下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

● 変更のある項目のみ記入してください

		変更前	変更後
フリガナ			
氏名			
住所		〒 TEL FAX	〒 TEL FAX
勤務先	名称		
	住所	〒 TEL FAX	〒 TEL FAX
その他			

※ 上記にない項目については、届け出る必要はありません。

様式第4号（第4関係）

静岡県知事

様

認定番号

氏 名

静岡県耐震診断補強相談士登録証更新申請書

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき、登録証の更新を申請します。

フリガナ		性 別	男 ・ 女 その他 () ・ 回答しない
氏 名		生年月日	年 月 日
自宅住所	〒 (電話) (FAX)		
勤務先名称			
勤務先住所	〒 (電話) (FAX)		
登録資格 (該当する項目に ○印：重複可)	1 建築士（1級・2級・木造）（該当する級別を○で囲む） 免許登録番号第 号 登録年月日 年 月 日 2 木造住宅の施工(大工)に関して7年以上の実務経験を有する者 経験年数 年		
所属団体 (該当する項目に ○印：重複可)	1 (公社)静岡県建築士会（地区名： 地区） 2 (一社)静岡県建築士事務所協会 3 静岡県木造建築工業組合 4 その他 () 5 なし		
名簿登載 連絡先の指定	1 勤務先 2 自宅 （どちらかに○印 記入が無い場合は1となります。）		
名簿に登載され た情報の公開	名簿に搭載された情報（相談士認定番号、氏名(フリガナ)、性別、指定連絡先(自宅又は勤務先の住所及び電話、FAX)、資格、所属団体、有効期限）について、県及び市町の窓口等で公開することに 1 同意します 2 同意しません（どちらかに○印）		
備 考			

【添付書類】

- ・現在の登録証の写し
- ・更新者用資料理解度チェックシート

※上記に記載の情報については、静岡県が管理する台帳に登録後、必要な情報のみ県内市町に情報共有する場合がありますので、御了承ください。

様式第5号（第4関係）

静岡県知事

様

認定番号

氏 名

静岡県耐震診断補強相談士登録証再発行申請書

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき、登録証の再発行を申請します。

フリガナ 氏 名		性 別	男 ・ 女 その他（ ） ・ 回答しない
		生年月日	年 月 日
静岡県内に在勤または在住者等の確認			
住 所	〒 (電話) (FAX)		
勤務先名称			
勤務先住所	〒 (電話) (FAX)		